

オウグルソープの重商主義的博愛と  
植民地ジョージアの経験

栗田和典

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）  
第15巻第2号（2017年3月）抜刷

## 【研究ノート】

## オウグルソープの重商主義的博愛と 植民地ジョージアの経験

栗田和典

### はじめに

州都アトランタがマーガレット・ミCHEル『風と共に去りぬ』（1936年、ヴィヴィアン・リーとクラーク・ゲブルの主演した映画の公開は1939年）の舞台として知られるように、1861年から65年にかけての南北戦争のさいにアメリカ連合を構成した11州の一つであるジョージアには、黒人奴隷制の展開した典型的な南部のイメージがある。しかし、北アメリカにおける最後のイギリス領植民地として建設された当初（1733～52年）のジョージアは奴隷制を禁じていた。ジェームズ・エドワード・オウグルソープ（James Edward Oglethorpe, 1696-1785）は、この体制の現地責任者に相当する存在であった。

ジョージア計画をもってオウグルソープは重商主義的博愛の代表的な人物にあげられる<sup>1</sup>。18世紀はじめのイギリス本国に生じた債務者を北アメリカ植民地の最前線に入植させ、軍事的な拠点の構築と維持にあたらせることをめざしたこの計画には、社会問題の解決を植民地経営に活用する発想がたしかにあった。しかし、この地が初発の時点においてごく小規模の前衛植民地であったことは、奴隷の導入を禁じて債務者の植民地とするなど、社会経済と政治にかかわるいくつかの実験を可能にした。以下では、ジョージアにおいてこころみられた社会管理の特徴を整理する。

### 1. ジャコバイト、監獄調査、ジョージア

ジョージア植民までのオウグルソープの軌跡はジャコバイトが通奏低音をなした。かれの父、陸軍准将サ・シオフィラス（Theophilus Oglethorpe, 1650-1702）はチャールズ2世の騎馬衛兵をつとめ、名誉革命後にウィリアム3世への臣従を拒否した。カトリックの信仰をもった妻エリーナ（Eleanor, ?-1732）とのあいだに生まれた子は、ジェームズ・エドワードもふくめて計9人である。そのうち、女4人はいずれもフランスのサン・ジェルマン（・アン・レー）城にあったステューアート亡命宮廷でそだて

られた。成人した第三男ジェイムズ・エドワード本人も、1715年に軍隊を辞して大陸におもむき、1718年にイタリアのウルビーノでオールド・プリテンダ老王位僭称者ジェイムズ・エドワード・ステューアトに謁見した。

2人の兄が亡命宮廷に去ったあと、ジェイムズ・エドワードは1722年にサリ州ヘイズルミア選挙区から庶民院議員に選出された。かれの議会デビューは1723年4月8日、あらたなジャコバイト侵攻を画した（現代日本でいえば「外患誘致罪」にあたる）首謀者、ロチェスタ主教アタベリ（Francis Atterbury, 1662-1732）を国外追放に処する法案に反対した演説であった。家系も家族も、おもな経歴や議会での言動も「ジャコバイト」にむすびつく<sup>2</sup>。17世紀末から1760年代前後まで、ジャコバイトは反体制派、非主流派の符牒であった。

議会人としての最初の、しかし、決定的な印象づけのあと、オウグルソープは王統、宗派、党派と無関係であるはずの社会問題に目を転じた。1729年と1730年には議会の調査委員会（通称：監獄委員会）の長として、債務者監獄の役人による搾取と一部の債務者の貧困を目のあたりにした<sup>3</sup>。政治的な党派と社会層をこえてかれの視野はひろがった。

監獄委員会からオウグルソープは二つの経験を得た。第一に、協力者との出会いである。委員会にはロバト・ウォルポール（Robert Walpole, 1676-1745）やサ・ジェイムズ・ソーンヒル（James Thornhill, 1675/6-1734）をふくむ100名以上の庶民院議員が任命されたが、そのなかで活動的といえるメンバーが15名ほどいた<sup>4</sup>。ともに監獄を実地調査したかれらがジョージア植民信託団（the Trustees for establishing the colony of Georgia in America）の中核となる。すくなくとも受託者となった庶民院議員は、全員が1729年または30年の監獄委員会の活動的なメンバーであった。

もう一つの経験は政治力学にかかわる。1729年の調査は監獄役人による囚人からの搾取をあきらかにした。監獄委員会は訴訟を提議し、ただちに司法手続きにはいった。しかし、裁判がことごとく敗訴におわったことから、不正の疑念をもつにいたる。1730年4月から5月、監獄役人とその監督者にあたる民訴法廷主席判事の密会疑惑がうかび、立証されれば政権のスキャンダルとさえなりうる一件を監獄委員会が調査した。疑われた判事エア（Robert Eyre, 1666-1735）はウォルポールの親しい友人であり、ウォルポールじしんが監獄役人の裁判の性格証言に立っていたからである。しかし、調査は頓挫した<sup>5</sup>。ここにオウグルソープは、社会問題の調査やその対策でさえ、イングランド本国においては党派政治の磁場に巻きこまれて、実現できなくなりうることを知ったのであった。

## 2. 植民地ジョージア

政策を実現する同志を獲得した一方で、国内政治の限界をさとったオウグルソープ

は、公益事業としての植民地を構想しはじめた。その概要は、かれが1731年から32年にかけて執筆した冊子群で公けになった<sup>6</sup>。カロライナのサヴァナ川南岸への植民地建設が海外福音普及協会（SPG）をつうじて国王に申請され、1732年6月9日に認可状が交付された。

イギリス領北アメリカ植民地は、ニューイングランド、南部、中部、フロンティア地域の四つに分類される。ニューイングランドは、住民共同体としてのタウンとタウンミーティングによる自治を特徴とし、本国と類似した産業が展開した。南部では黒人奴隷制プランテーションがひろがり、タバコ、米、インディゴの栽培がおこなわれた。中部は穀作地帯で、その社会はニューイングランドと南部の中間的な様相を呈した。フロンティア地域は、中部・南部の奥地＝西部であり、スコットランドの高地方の出身者など、ブリテンの周辺地域からの入植があった。先住民インディアンやスペイン、フランスとの緩衝地帯であったので、軍事が優先された。ジョージアは地理的には南部、社会の特徴という点ではフロンティア地域に分類されよう。また、王許にもとづいて建設された植民地という点では、自治植民地のコネティカット、ロードアイランド、マサチューセッツ、ヴァージニア、領主植民地のニューハンプシャ、ニューヨーク、ニュージャージ、ペンシルヴァニア、デラウェア、メリランド、カロライナと共通した<sup>7</sup>。

他の植民地との相違点には、たとえば、王の認可<sup>8</sup>にもとづいて設立された信託団が立法権や現地当局者の任命権をもつ事実上の政府を構成したことがある。ただし、ジョージアにわたったのはオウグルソープひとりであった。また、受託者個人に植民地の土地所有がみとめられなかったことから、この計画が公益事業の性格をおびていたことがあきらかである。信託団は救貧社のような、*statutory authority for special purposes* にちかい印象もうける<sup>9</sup>。

オウグルソープの著作から、ジョージア植民の公益性についておよそ4点を指摘することができる。すなわち、イングランドの貧民対策、イングランドの輸出産業の市場拡大、北アメリカ南部の植民地の防衛、植民地物産による輸入代替策、である。「17歳から45歳の男子はすべて、植民地の防衛のために武装することが義務づけられる一種の屯田兵（*farmer-soldier*）が構想され、貿易の不均衡の解消策としては、生糸やオリーブなど、南ヨーロッパの諸国から輸入しているものを生産し、本国へ安価に供給することがとえられた<sup>10</sup>。重商主義的な博愛主義、つまり、イングランド本国の社会問題を植民地に流して解決し、あわよくば帝国の防衛・拡大に役立てようとする発想の枠内にこれらはおさまる。

最初の入植者となった114名<sup>11</sup>や牧師ヘンリ・ハーバト（Henry Herbert, ?-1733）とともに、オウグルソープは、1732年11月17日、イングランドを出航した。翌年1月13日にサウス・カロライナのチャールズ・タウンへ到着、1ヶ月後の2月12日に、サヴァナ河口から約16キロ上流のヤマクロウ岬に上陸し、開拓をはじめた<sup>12</sup>。この最初の入

植地サヴァナは、ジョージア植民の目的を現実化した実験的な側面と本国社会のコピーととれる保守的な側面の両方を有した。

まず、土地の保有形態である。図からも確認できるが、開拓地は均等に分与された。広さは入植者1家族あたり50エーカーであった<sup>13</sup>。また、分与地は信託団の許可なき譲渡・売却ができなかった。軍役の代償としての小規模な封土 (fief) と理解するのがよいかもしれない。自費渡航者は最大500エーカーまで、年季あけの奉公人は20~25エーカーの土地の保有がみとめられた。しかし、譲渡・売却の制限は入植者と同一であった。

信託団は、勤労という徳の欠如するがゆえに人は貧困におちいる、とみていたふしがある。それゆえ、貧困者を有徳の市民に再生する手段は労働以外になく、その重要な動機づけこそが、本国においてはのぞみえない土地保有であった。ジョージアの実験は、生産手段へ接近する機会の均等を人為的に創出し、投下労働量におうじて富が分配される制度の実施が土台にあった。

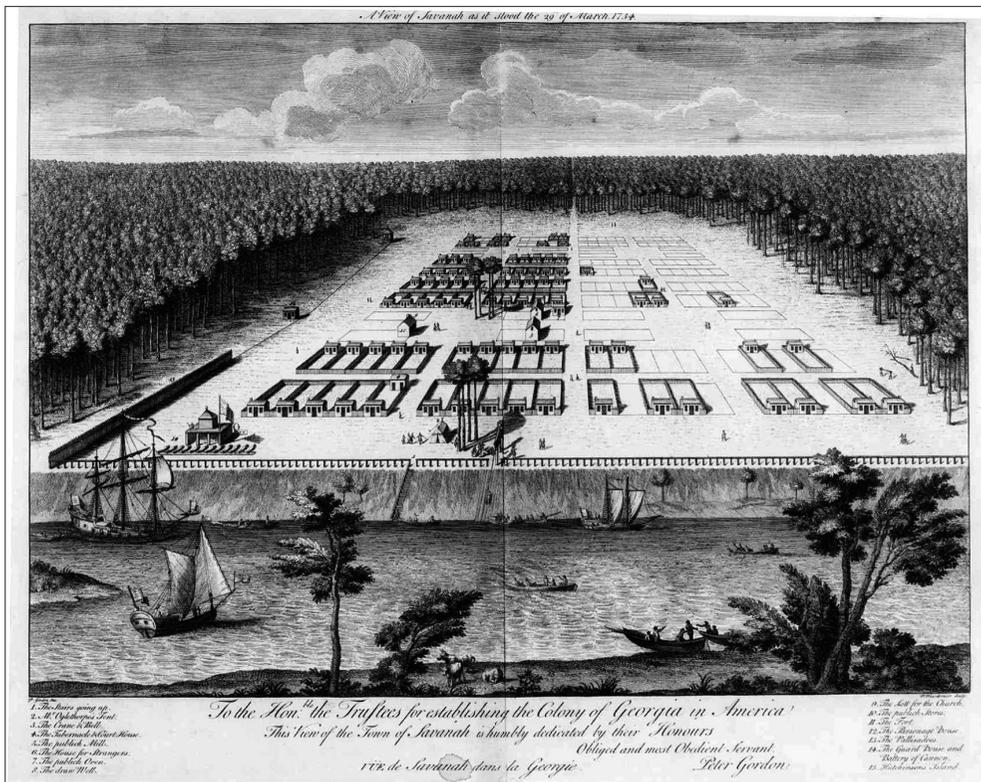


図 入植地サヴァナ

(出典：Harvey H. Jackson and Phinizy Spalding (eds.), *Oglethorpe in Perspective: Georgia's Founder after Two Hundred Years* (Tascaloosa: University of Alabama Press, 1989), p. 63.)

勤労に価値をおいた信託団の土地制度、ならびに、入植者の数をふやして屯田兵力を確保しなければならない軍事的な使命は、必然的に黒人奴隷制を否定した。生糸やワイン、オリーブの生産、あるいはクルミやオレンジ、レモン、リンゴ、西洋ナシなどの採取が推奨され<sup>14</sup>、プランテーション経営が不必要とされたことから、奴隷の必要は低いとみなされた。

サヴァナの顕著な側面の3点目は、ラム酒の輸入、飲用の禁止である。泥酔がもたらす怠惰を防止するためであった。ただし、オウグルソープの著作に限定すれば、禁酒はインディアンとの関連でのみ言及されている。

「インディアンの人口は、……大きく減少してしまった。……かれらの破滅のもう一つの大きな理由は天然痘であり、……ラム酒はかれらにとって死にいたる酒となったのであった……。」<sup>15</sup>

宗教あるいはイングランド国教会の位置づけは本国社会のコピーととれる。図の左手前から中景にかけて、未完成の防柵がみえるが、その予定線の左側に建物がある。ここがサヴァナの「牧師館 (the Parsonage House)」であった。あきらかに周縁的な位置にある。また、教会は予定地 (「9」) とされ、つまり、不在である。

イングランド国教会はジョージア植民に無関心でなかった。信託団のメンバーには5名の聖職者がくわわっており、キリスト教知識普及協会 (SPCK) の関与もあった。ハーバートの死去をうけてえらばれたサミュエル・クインシ (Samuel Quincy) の給与は国教会が負担した。このクインシが免職されたあと、信託団はジョンとチャールズのウェズリ兄弟 (John Wesley, 1703-91; Charles Wesley, 1707-88) を選任した。

こうした関与にもかかわらず、聖職者の演じた役割は周縁的なものにとどまった。その理由は、ジョージア王許状が宗教上の寛容を原則としたことがある (「神を敬うことにおいては、良心の自由がみとめられるべし。……ただし、教皇主義者 (Papists) をのぞく」)<sup>16</sup>。これは信仰や精神的な事項にたいする無関心につながった。イギリス本国の農村部に典型的な地主と主任牧師との関係がサヴァナにももちこまれ、世俗の指導者にたいして聖職者は劣位におかれた<sup>17</sup>。宗教はジョージアを平穩にたもつかぎりゆるされたのであって、オウグルソープの逸脱行為をうたがったり、秩序の維持に反すれば、罷免が待っていた。サヴァナは信仰共同体ではなく、将軍のもと、兵農一致のミリタリズムが優先される社会であった。

### 3. 奴隷制をめぐる

ジョージア在のオウグルソープは黒人奴隷制を禁じた。ただし、かれが生涯にわたって黒人奴隷制に反対したわけではない。

ジョージアにわたる直前の1732年1月、オウグルソープは、アフリカからイギリス領西インド諸島へ奴隷の輸入をおこなうアフリカ会社 (Royal African Company,

1672-1750)の副総裁に就任した。ジョージア植民にむけて執筆されたかれの小冊子では、黒人奴隷がカロライナの発展の指標として肯定的にもちいられている<sup>18</sup>。この時点のオウグルソープは、奴隷貿易や黒人奴隷制を容認していたことになる。また、信託団が奴隷制を禁じたのは、イングランド人以外が入植したエベネーザやデアリエン、前衛基地の性格の強いフレデリーカやオーガスタをふくむジョージア全域ではなく、労働によって白人が再生されるユートピア、サヴァナに限られていた<sup>19</sup>。

信託団がジョージア統治策を明確にしたのが1735年の奴隷制禁止立法であった。ただし、本国議会に議席を占めていた西インドのプランタへの配慮もあり、1735年の立法過程において強調されたのは、信託団の土地・労働政策ではなく、黒人奴隷制の導入にともなう軍事的な危険であり、生糸やブドウの生産における大プランテーション経営の無用であった<sup>20</sup>。軍事的な理由では、多数の奴隷のなかに少数の白人が生活する危険が、スペインの脅威と関連づけて主張された<sup>21</sup>。

1676年、ヴァージニア議会は「捕虜インディアンをすべて終身の奴隷とみなす」決定をおこなった。本来、先住民インディアンは自由民とみなされ、1662年の法律はかれらの奴隷化を禁じていたが、この1676年の立法はベーコンの乱を収拾する過程で決定され、辺境地域にあってインディアンとの緊張関係におかれた白人の奉公人出身者がベーコン派に参加していたことと関連していた。多数の異人のなかに少数の味方の者、そこへスペインの脅威がくわわるという構図は、サヴァナの対先住民の関係でもあてはまった。

しかしながら、インディアンとサヴァナ住民、すくなくともその指導者であるオウグルソープとの関係は友好的であった。

「インディアンは男らしく、ととのったすがたかたちの人種である。……寛容で気だてのよい人びとであり、よそ者にたいへんやさしい。欠乏や痛み辛抱がよく、なかなか怒ることはなく、容易に扇動されない。しかし、ひどく怒らせてしまうと、なだめがたい。とても聡明利発で、陽気な気質である。」<sup>22</sup>

すくなくともオウグルソープのいた時期、サヴァナで先住民インディアンの奴隷化がなかったのはたしかである。

サヴァナにおける奴隷制禁止の体制が変化をみせるのは、1737年11月に、信託団のサヴァナ在地書記職に任じられたウィリアム・スティーヴンズ (William Stephens, 1671-1753)<sup>23</sup>の登場以後である。スティーヴンズ本人はサヴァナの「不満分子 (malcontents)」とオウグルソープとを仲裁する中立の立場を堅持しようとしたが、しかし、かれの息子トマスはオウグルソープと対立し、反信託団=不満分子の指導的な立場にたった<sup>24</sup>。

「不満分子」の主張は、1738年12月、信託団にあてて121名のサヴァナ住民が署名した請願書からあきらかである。白人の年季奉公人の数が不足し、かつ、高価なわりに労働力として信頼できないこと、土地にたいする権限の欠如によって信用取引の担

保がえられないこと、カロライナとジョージアではおなじ作物がつけられるため、安価な奴隷労働力を大量に使役できる前者のほうがつねに有利であること、であった。「われわれの現在の不幸と植民地のこの嘆かわしき状態」を打破すべく、土地にたいする単純封土権と黒人奴隷の許可がもとめられた<sup>25</sup>。請願者の多くは自費渡航者であった。このときの経済生産性からすれば、奴隷労働力の導入は不可避ともいえた。

オウグルソープはデアリエンの住民を頼った。かれらはスコットランドのインヴェネス周辺から1736年にオールタマハ川の北岸に入植した一団であった。故地では自給的な小農牧畜民であり、氏族共同体の意識がつよく、土地の配分と軍役にもとづく半封建的な体制に馴化していた。デアリエンの住民は「社会的な紐帯と共同体への忠誠心を有する」「はなはだしく勤勉な」人びとであり、「サヴァナの人びとが実現すべく期待されたこと」をすでになした、と高く評価された<sup>26</sup>。オウグルソープ本人は、ここが植民地防衛の第一線にある入植地という軍事的な重要性もあって、開拓の当初に食糧の援助をしたり、1736年2月の初訪問のさいにプラドをまったりもした<sup>27</sup>。しかし、サヴァナの不満分子の請願書が回覧される直前、1738年末、デアリエンは春からつづいた大旱魃のために、「ジョージアに入植してからの労苦が無に帰」すほどの危機にあった。ここにも不満分子が登場し、土地集積の制限の撤廃、掛け売りの許可による商業の育成、サウス・カロライナへの移住、サーヴァント購入のための貸付などをもとめていた。

デアリエンをまかされていたジョン・マキントシュ・モー (John Mackintosh Mohr) 中尉は、サヴァナからの請願書を手に入ると住民にみせず、聖サイモンズ島のオウグルソープのもとへ直行した。ジョージア植民計画が破綻のきわにあったこの時点で、両者の取引が成立する。オウグルソープはデアリエンでの商業活動のみとめ、白人サーヴァントの供給と200ポンドの貸付を約束した。かわりにモーは、1739年1月3日、支持者、友人、血縁者17名が署名した請願書をオウグルソープにわたした。このデアリエン住民による奴隷制導入への反対声明は、政治的な交渉の産物以外のなものでもなかった<sup>28</sup>。

デアリエン請願は、奴隷制導入への反対理由として5点をあげた。順に、(1) 逃亡奴隷に自由を約束したスペイン人入植地の地理的な近さ、(2) デアリエン住民の勤勉さと白人労働力の有用性、(3) 奴隷の購入にあてる資金の欠如（購入を強行すれば、逆に住民は債務奴隷と化す）、(4) 奴隷にたいする監視の必要性、(5) 「どのような人種とその後裔であれ、万が一にも永久の奴隷状態に処せられるとするなら、それは人間精神に衝撃的である」こと、であった。(1) (4) は軍事的な理由、(2) は信託団の労働政策である。(3) はデアリエンの事情といえる。(5) だけが一種の普遍的なうったえ、罪悪感の表明である。そして、オウグルソープの手紙をたどってゆくと、1739年1月17日付の信託団にあてた書状のなかに、これと酷似したことがでてくる。すなわち、

「もしも奴隷制をみとめるなら、まさにわたしたちが協同した原則、つまり、困窮した者をすくうという原則に反して行動することになります。それどころか、アフリカにいる数千もの人びとの惨状をひきおこすことになりましょう。人を売り買いする策略を弄し、永遠の奴隷状態へと、いまそこで自由に暮らす貧しい人びとをおとし入れることになるのです。」<sup>29</sup>

デアリエン請願の署名者のなかに、このあとで黒人奴隷を所有したことのわかる者がすくなくとも2名いた。オウグルソープのこの手紙の前後は、プランタへの反感や自分の出費の償還をつづっている。人類の普遍的な自由をうったえた二つの資料は、状況からも文脈からも、浮いた言説を示す。しかし、デアリエン請願もオウグルソープのこの手紙も、現実に存在する。

この一節は、地主ジェントルマンという支配する社会層に生まれながら、党派・宗派の反主流を味わい、債務や貧困という問題から社会の下層にふれ、みずから前衛植民地にたつことによって、先住民インディアンとの対等の交渉など、帝国の周縁を経験したオウグルソープの、一瞬ではあっても、到達した精神の普遍性であったのではないか。この一節は系統的な思想として現在にのこることはなかったが、人の生きざまがたえる過去の可能性として、いまを生きている。

---

※ジョージア植民地と信託団の通信はつぎの文献による。

Mills Lane, *General Oglethorpe's Georgia: Colonial Letters 1733-1743*, 2 vols (Savannah: The Beehive Press, 1975). 以下では、*Colonial Letters* と略記する。

- 1 川北稔『民衆の大英帝国——近世イギリス社会とアメリカ移民』（岩波書店、1990／2008年）、pp. 170-80；川島昭夫『植物と市民の文化』〈世界史ブックレット36〉（山川出版社、1999年）、pp. 50-3.
- 2 Amos Aschbach Ettinger, *James Edward Oglethorpe: Imperial Idealist* (Oxford: Clarendon Press, 1936), pp. 85-6.
- 3 栗田和典「バンブリジ事件ノート——1729年オウグルソープ報告書の性格」『歴史の理論と教育』82号（1991年）、pp. 15-29；同『『統治しがたい』囚人たち——1720年代のロンドン・フリート債務者監獄』『史学雑誌』105編8号（1996年）、pp. 41-66.
- 4 *The British Journal* for July 5, 1729; Rodney M. Baine, The Oglethorpe prison committee and Lord Chief Justice Robert Eyre, *Journal of Legal History*, x (1989), p. 346.
- 5 栗田和典「バンブリジ事件（1729～30年）——債務者囚人をめぐる『博愛』的施策と党派」（上・下）『歴史の理論と教育』第94号（1996年）、pp. 1-14, 第95号

- (1997年)、pp. 11-19.
- 6 James Edward Oglethorpe, An Appeal for the Georgia, in the *London Journal* for July 29, 1732, in Rodney M. Baine (ed.), *The Publications of James Edward Oglethorpe* (Athens: University of Georgia Press), pp. 160-6; do., *Select Tracts Relating to Colonies* (London, 1732), in Baine (ed.), *The Publications of James Edward Oglethorpe*, pp. 169-99; do., *A New and Accurate Account of the Provinces of South-Carolina and Georgia, &c.* (London, 1732), in Baine (ed.), *The Publications of James Edward Oglethorpe*, pp. 206-40; do., Rodney M. Baine and Phinizy Spalding (eds.), *Some Account of the Design of the Trustees for establishing Colonys in America* (London, 1732, repr., Athens: University of Georgia Press, 1990).
  - 7 歴史学研究会歴史学研究会 (編) 『「他者」との遭遇』(青木書店、1992年)、pp. 151-170; 野村達朗 (編) 『アメリカ合衆国の歴史』(ミネルヴァ書房、1998年)、pp. 8-24.
  - 8 <http://www.yale.edu/lawweb/avalon/states/ga01.htm>
  - 9 坂下史「地域政治のダイナミズム——local issue と local act」(日本西洋史学会第51回大会小シンポジウム報告、2001年) ; 同「地域社会のダイナミズム」近藤和彦 (編) 『長い18世紀のイギリス——その政治社会』(山川出版社、2002年)、pp. 53-81.
  - 10 川島昭夫「ジョージア植民地と Trustees' Garden」(イギリス都市生活史研究会例会報告、2001年)。
  - 11 A list of the persons sent to Georgia on the Anne by the Trustees for establishing the colony there, 16 November 1732.
  - 12 A. A. Ettinger, *James Edward Oglethorpe*, pp. 130-2.
  - 13 Cf. 金井光太郎「革命期マサチューセッツにおける既得権と多数決--人民主権・公権力・少数派」『常識のアメリカ・歴史のアメリカ——歴史のあらたな胎動』(木鐸社、1993年)、p. 35.
  - 14 J. E. Oglethorpe, *A New and Accurate Account of the Provinces of South-Carolina and Georgia, &c.*, p. 214.
  - 15 J. E. Oglethorpe, *A New and Accurate Account of the Provinces of South-Carolina and Georgia, &c.*, pp. 216-7; cf. James Edward Oglethorpe, A Descriptions of the Indians in Georgia, in the *Weekly Miscellany* for August 11, 1733, in Baine (ed.), *The Publications of James Edward Oglethorpe*, p. 242; do., *An Account of Carolina and Georgia* (London, 1739), in Baine (ed.), *The Publications of James Edward Oglethorpe*, p. 250.
  - 16 Cf. J. E. Oglethorpe, *A New and Accurate Account of the Provinces of South-Carolina and Georgia, &c.*, pp. 225-6.

- 17 Harvey H. Jackson, Parson and squire: James Edward Oglethorpe and the role of the Anglican Church in Georgia, 1733-1736, in H. H. Jackson and Ph. Spalding (eds.), *Oglethorpe in Perspective*, pp. 44-65.
- 18 J. E. Oglethorpe, *A New and Accurate Account of the Provinces of South-Carolina and Georgia, &c.*, pp. 213, 228; cf. 歴史学研究会 (編) 『「他者」との遭遇』, pp. 284-6.
- 19 Betty Wood, James Edward Oglethorpe, race and slavery: A reassessment, in H. H. Jackson and Ph. Spalding (eds.), *Oglethorpe in Perspective*, p. 67.
- 20 *Ibid.*, pp. 72-3.
- 21 時代はやや前後するが、サウスカロライナにおいて1739年9月8日に発生したストノ蜂起では、黒人奴隷が武器をうばい、白人の家を襲撃し、南にむかった。南下の理由は、「スペイン王が……すべての黒人奴隷に保護と自由を約束した」布告を出しており、スペイン領フロリダのセント・オーガスティンまで逃亡すれば解放が約束されていたからであった。James Edward Oglethorpe, An Account of the Negroe Insurrection in South Carolina, in the *London Daily Post, and General Advertiser* for March 17, 1740, in Baine (ed.), *The Publications of James Edward Oglethorpe*, pp. 253-5.
- 22 J. E. Oglethorpe, *An Account of Carolina and Georgia*, pp. 249-50, cf. pp. 242-3. オウグルソープの筆致に、先住インディアンを「高貴なる蛮人 (noble savage)」と描く傾向をみる研究者もいる。Rodney M. Baine, *The Publications of James Edward Oglethorpe* (Athens: University of Georgia Press, 1994), p. 241.
- 23 Romney Sedgwick, *The House of the Commons, 1715-1754*, ii (London, 1970).
- 24 Phinzy Spalding, Oglethorpe, William Stephens, and the Origin of Georgia politics, in H. H. Jackson and Ph. Spalding (eds.), *Oglethorpe in Perspective*, pp. 83-4, 92-5.
- 25 A Petition to the Trustees, Savannah, December 9, 1738. *Colonial Letters*, vol. 2, pp. 371-5.
- 26 Harvey H. Jackson, The Darien antislavery petition of 1739 and the Georgian plan, *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., xxxiv. (1977), pp. 622-4.
- 27 James Oglethorpe to the Trustees, On board the Symond, Tybee Creek, February 27, 1736. *Colonial Letters*, vol. 1, pp. 238-41.
- 28 H. H. Jackson, The Darien antislavery petition of 1739 and the Georgian plan, pp. 625-31.
- 29 James Oglethorpe to the Trustees, Saint Simon's, January 17, 1739. *Colonial Letters*, vol. 2, pp. 389-90.